

【米国ESTA(ESTA)代行申請に関する同意事項】

【ESTA 申請が出来ない方】

以下のいずれか一つでも該当する場合、ESTA の申請はできませんので、ご確認下さい。

- ➔ 伝染病又は身体的、精神的障害を患っている
- ➔ 麻薬常習者または麻薬中毒者である
- ➔ 犯罪行為あるいは規制薬物に関する違反を犯し逮捕されたことがある
- ➔ あるいは有罪判決を受けたことがある
- ➔ 2 つ以上の罪を犯して合計 5 年以上の禁固判決を受けたことがある
- ➔ 規制薬物の不正取引をしたことがある
- ➔ 犯罪行為を行なうために米国へ入国しようとしている
- ➔ スパイ行為、破壊活動、テロリスト活動、集団殺戮に関係したことがある
- ➔ ドイツ・ナチス政府やその同盟諸国に関連して迫害行為に関係していた
- ➔ 米国で働くつもりである。
- ➔ 米国から国外退去、あるいは強制送還、出国を命ぜられたことがある
- ➔ 不正手段または虚偽の申告によってビザの取得又は入国を試みたことがある
- ➔ 親権を持つ米国市民からその子供を取り上げ、拘束したことがある
- ➔ あるいはその親権を渡さなかったことがある
- ➔ 米国のビザまたは米国入国を拒否されたことがある
- ➔ 発行された米国ビザを取り消されたことがある
- ➔ 追訴免責を主張したことがある

【申請に際しての同意事項】

【権利の放棄】

私は、ESTA で取得した渡航認証の期間中、米国税関国境警備局審査官の入国に関する決定に対して審査または不服申立を行う、あるいは亡命の申請事由を除き、ビザ免除プログラムでの入国申請から生じる除外措置について異議を申し立てる権利を放棄する旨の説明を読み、了解しました。

上記の権利放棄に加え、ビザ免除プログラムに基づく米国への入国の条件として、私は、米国に到着時の審査において、生体認証識別（指紋や写真など）を提出することにより、米国税関国境警備局審査官の入国に関する決定に対して審査または不服申立を行う、あるいは亡命の申請事由を除き、ビザ免除プログラムによる入国申請から生じる除外措置について異議を申し立てる権利を放棄することが再確認されるものであることに同意します。

【証明】

私、申請者は、本申請書のすべての質問事項および記載事項を読み、または代読してもらい、本申請書のすべての質問事項および記載事項を理解したことを証明します。本申請書で記述した回答および内容は、私の知る限り、また信じる限りにおいて真実、かつ正確なものです。

申請者の代行者として申請書を提出する第三者として、私は、本申請書に名前が記載された人（申請者）に本申請書のすべての質問事項および記載事項を読み上げたことを証明します。私は、さらに、申請者が本申請書のすべての質問事項および記載内容を読み、または代読してもらい、理解し、また、米国税関国境警備局審査官の入国に関する決定に対して審査または不服申立を行う、あるいは亡命の申請事由を除き、ビザ免除プログラムによる入国申請から生じる除外措置について、異議を唱える権利を放棄することを証明していることを証明します。本申請書で記述した回答および内容は、申請者の知る限り、また信じる限りにおいて真実、かつ正確なものです。